

浜松地区協力雇用主会規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

- ・本会は『浜松地区協力雇用主会』と称する。

第2条 (所在地)

- ・本会の本部事務所は浜松市内に置く。

第3条 (支 部)

- ・本会は浜松市内の各行政区に支部を置く。

第2章 目的及び事業

第4条 (目 的)

- ・本会は犯罪や非行を犯した者が刑期を全う後に、その前歴等の為に社会に受け入れられず、定職に就く事が容易でない状況を鑑み雇用を通して更生への道を歩ませ社会復帰を支援し寄与することを目的とする。

第5条 (事 業)

- ・本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。
 - (1)前歴者や非行を行い社会的制裁を受け更生を図る意思のある者を雇用を通して社会復帰を促す事業。
 - (2)前歴者や非行を犯した者が二度と同じ過ちを起こさせない様に改善更生を通し安全、安心な地域社会を作る事業。
 - (3)静岡県就労支援事業者機構及び保護観察所と連携を図り本会の目的を推進する事業。
 - (4)本会の目的を理解し賛同する会員の拡大及び新規事業者登録促進を計る事業。
 - (5)本会の目的達成のため会員間で情報を共有し円滑に活動が行える環境を促進する事業。
 - (6)本会の組織、運営基盤を充実させる事業。
 - (7)その他本会の目的を通し社会に貢献できると思われる事業。

第6条 (組 織)

- ・本会は4条に定める目的や事業推進のために必要な部門を置くことが出来る。

第3章 会 員

第7条 (入 会)

- (1)本会に加入するには本会の目的に理解、賛同する意思を示し理事会の承認を得なければならない。
- (2)加入には社会に対して欺瞞的あるいは不誠実な活動を行っているかと判断されている個人又は組織は入会できない。

第8条 (会 員)

- (1)会員は静岡県就労支援事業者機構に登録され静岡保護観察所に協力雇用主として登録された事業者とする。
- (2)会員は善意の篤志家として前歴者や非行を行い刑期や社会的責任を全うした者を積極的に受入れ、彼らが善良な社会の一員となる様に雇用を通して経済的、人間的自立を支援する価値感を共有しなければならない。
- (3)本会の会員は事業者だけでなく事業目的を理解、賛同、支援出来る個人も会員となる事が出来る。
- (4)本会は前項の会員のほか理事会の決定により相談役、顧問及び賛助会員を置くことが出来る。
- (5)本会の会員は所定の年会費を納めなければならない。

第9条 (会 費)

- (1)本会の会費は会計年度毎に指定する期日までに速やかに納入しなければならない。
- (2)本会に入会したものは納付書受け取り後、速やかに会費を納めなければならない。
- (3)納められた会費は返還しない。

第10条 (会員資格の喪失・除名)

1. 会員は次の理由によりその資格を喪失する。
 - (1)退会したとき。
 - (2)会員が事業を解散、閉鎖、終業したとき。
 - (3)年会費を年度内に納めなかったとき。
 - (4)除名されたとき。
 - (5)前項4項目により会員の資格を喪失したものは静岡県就労支援事業者登録も抹消される。
2. 除名は次の場合に適用される。
 - (1)本会の規約に違反したとき。
 - (2)本会の名誉を著しく傷つけ又は目的に違反する行為が有ったとき。
 - (3)その他除名すべき事由が有ったとき。
 - (4)除名は理事会に諮り決定する。

第11条 (会員資格の制限、停止、再開)

- ・会員は次の事由により会員資格、行動を制限・停止する。
 - (1)会費を年度内に納めず継続及び退会の意思も示さないときは退会処分となる。
 - (2)本会員としての資質の問題となるような事象が発生し疑義が生じているときはその疑義が問題を生じない事案と決定又は明白となるまで会員としての資格、行動は制限または停止される。
 - (3)会員資格の制限、停止・再開は理事会にて決定する。

第12条 (退 会)

- (1)会員が退会しようとするときは理由を付して退会届を会長に提出すること。
- (2)退会届は原則として理事会の承認をもって決定される。

第13条 (会員の復帰)

- (1)会員資格を喪失した者の再加入は資格喪失翌年度の4月1日より原則3年間認められない。
- (2)会員の復帰は理事会に諮り決定する。

第4章 役員及び事務局

第14条 (役 員)

・本会に次の役員を置く。

- (1)理事 10 名まで
- (2)監事 2 名まで

第15条 (役員, 名誉役員の選任)

- (1)理事及び監事は本理事会の推薦を経て総会にて選任する。
- (2)会長、副会長、会計、監事は理事会の互選、推薦により決定する。
- (3)顧問、相談役は理事会に諮り会長推薦により決定する。
- (4)各役員の数はい会長1名、副会長2名、会計2名、監事2名、顧問、相談役他は若干名とする。
- (5)各行政区の支部長は理事会にて選任する。

第16条 (役員の仕事)

- ・役員の仕事は以下とする。
- (1)会長はこの会を統括し、また代表する。
 - (2)副会長は会長を補佐し、会長が事故又は欠けたる時は予め会長が指名した順序でその仕事を代理し執行する。
 - (3)理事は理事会を組織し、この規約に定めることのほか総会の権限する以外の事項を議決し執行する。
 - (4)監事は理事会、総会に出席し本会の業務及び会計を監査する。
 - (5)顧問、相談役は理事会が委嘱した特別事項の処理及び理事会への参考意見の具申を行う。

第17条 (役員の仕事)

- (1)役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。
- (2)補欠又は増員により選任された役員の仕事は前任者又は現認者の残任期間とする。
- (3)退任者は後任者が着任するまでその仕事を継続し引き渡す。
- (4)役員の仕事により辞任する場合は理事会の承認を得なければならない。

第18条 (事務局)

- ・会長はこの会の業務を執行、処理するため必要な事務局を置く。
- (1)事務局は理事会の承認を経て会長が任命する。
 - (2)本会の事務局は『静岡県浜松市中区元魚町150番地』に置く。
 - (3)事務局は会長が統括する。

第19条 (役員の仕事)

- ・役員は次の各号に該当するときは理事会の3分の2以上の同意により解任することが出来る。
- (1)心身の損耗、故障により仕事が遂行できないとき。
 - (2)規約上及び本会の目的を遂行する役員として相応しくない行為が認められるとき。

第5章 会議・総会

第20条 (理事会)

- (1)理事会は必要に応じて開催する。
- (2)理事会は会長が招集又は理事の3分の2以上の要望により召集され会長はその議長になる。
- (3)理事会の議決事項は本規約で定めるもののほか次の事項として、出席理事の過半数で決するものとする。
- (4)理事会の議事が可否同数の場合は議長の決するところにより決定する。
- (5)理事会は総会に提出する議案を審議する。
- (6)理事会はその他、業務の執行に関する事項を審議する。

第21条 (総会の構成)

・総会は会員資格を制限、停止されない会員をもって構成される。

第22条 (総会)

- (1)総会は通常総会及び臨時総会とする。
- (2)通常総会は年1回開催し臨時総会は会長又は理事の3分の2以上が必要と認めた時、開催することができる。
- (3)総会の議長は会長が指名する。

第23条 (総会の議決事項)

- (1)事業計画及び収支予算についての事項
- (2)事業報告及び決算報告についての事項
- (3)規約の改正及び変更についての事項
- (4)理事、役員の仕事についての事項
- (5)その他、理事会において必要と認める事項

第24条 (総会の定足数・議決)

- (1)総会は第7条1項に記された会員で構成され登録者数の2分の1以上が出席しなければ議決は出来ない。
- (2)総会欠席者は委任状をもって出席とみなす。
- (3)総会の議決事項は第22条の5項目とし出席会員の過半数で決するものとする。
- (4)総会の議事が可否同数の場合は議長の決するところにより決定する。

第25条 (議決の通知)

・総会の議事及び議決事項は会員に通知する。

第26条 (議事録及び会計報告)

- ・総会の議事録は議長が指名した書記が作成し併せて議長が推薦した議事録署名人2名が議事録を確認の上署名し保存する。
- ・会計の監査報告は監事が行い内容を精査照合し適正運用を確認ののち署名捺印を行い総会で報告する。

第6章 活動年度・会計年度

第27条 (事業年度)

- ・本会の活動年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終結する。
- ・本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終結する。

第7章 会費・収入

- ・本会の運営に必要な経費は会費及び浜松市保護区保護司会連絡協議会・静岡県就労支援事業者機構からの助成金を持って充てる

第28条 (会費・収入)

- | | |
|---------|------------------------------|
| (1)年会費 | 金10,000円 |
| (2)特別会費 | 研修会等、事業に必要な会費をその都度徴収出来る事とする。 |

第8章 慶 弔 規 定

第29条 (慶弔規定)

- ・会員の慶弔金は次の通りとする。
- | | | |
|----------|----------|---------------|
| (1)見舞金本人 | 金 5,000円 | (1年に1回を限度とする) |
| (2)香典 本人 | 金10,000円 | |

- 附則
1. この規約は平成元年9月21日施行。
 2. 平成5年5月22日改正施行。
 3. 平成22年6月18日改正施行。
 4. 平成30年6月16日改正施行。
 5. 本規約は令和元年6月22日から施行する。
 6. 本規約は令和2年6月19日から施行する。